

龍 監 第 63 号  
令和 5 年 12 月 26 日

龍ヶ崎市長 萩原 勇 殿  
龍ヶ崎市議会議長 油原 信義 殿

龍ヶ崎市監査委員 大山 文彦  
同 寺田 寿夫

定期監査の結果について

地方自治法第199条第1項の規定による財務監査のうち、同条第4項の定期監査を実施し、その結果に関する報告を別紙のとおり決定したので、同条第9項の規定により提出します。

なお、貴職が所掌する事項が指摘事項等に該当する場合において、当該指摘事項等に関し、是正又は改善のため必要な措置を講じたときは、同条第14項の規定によりその旨を通知願います。

## 定期監査結果報告書

|           |  |                                    |  |
|-----------|--|------------------------------------|--|
| 1 準拠した基準  | 龍ヶ崎市監査基準に準拠して監査を行った。   |                                    |  |
| 2 監査の種類   | 地方自治法第199条第1項の規定による財務監査のうち、同条第4項の定期監査  |                                    |  |
| 3 監査の対象   | (1)事項  | 下記の部課等が所掌する財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理 |  |
|           | (2)期間  | 令和5年4月1日から<br>令和5年11月30日まで         |  |
| 4 監査の着眼点  | 監査に当たっては、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われており、その組織及び運営の合理化に努めているかを着眼点として実施した。  |                                    |  |
| 5 監査の実施内容 | (1)予備監査  | 令和5年12月7日から<br>令和5年12月15日まで        | 事前に提出を受けた監査資料に基づく書面監査及び関係職員等から説明を聴取するなどの方法により、予備監査を実施した。 |
|           | (2)本監査   | 令和5年12月25日                         | 予備監査の結果に基づく予備監査調書を踏まえ、関係職員等から説明を聴取するなどの方法により、本監査を実施した。   |
| 6 監査の結果   | <p>是正又は改善を必要と認める事項及び意見は、次のとおりである（詳細は、別紙「指摘事項等について」を参照。）。これ以外の事項は、おおむね適正であると認められた。</p> <p>総務部納税課<br/>指摘事項 1 件、注意事項 0 件、意見 0 件</p> <p>総務部人事行政課<br/>指摘事項 9 件、注意事項 2 件、意見 0 件</p> <p>総務部管財課<br/>指摘事項 7 件、注意事項 3 件、意見 2 件</p> |                                    |  |
| 7 通 知     | 是正又は改善を必要と認める事項について、必要な措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項の規定によりその旨を通知されたい。   |                                    |  |
| 8 備 考     | 軽微な事項については、監査委員事務局長による指導事項とし、記載は省略した。  |                                    |  |

## 指 摘 事 項 等 に つ い て

部課等名： 総務部納税課

| 確認した事実等        |                                  | 措置状況の内容等                 |
|----------------|----------------------------------|--------------------------|
| 区分             | 契約事務                             |                          |
| 件名             | 指摘<br>4頁                         | 令和5年度龍ヶ崎市公金等輸送警備<br>業務委託 |
| 事実<br>の概<br>要等 | 出来高検査調書（4月分）の出来高金額<br>の記載が漏れている。 |                          |
| 区分             |                                  |                          |
| 件名             |                                  |                          |
| 事実<br>の概<br>要等 |                                  |                          |
| 区分             |                                  |                          |
| 件名             |                                  |                          |
| 事実<br>の概<br>要等 |                                  |                          |
| 区分             |                                  |                          |
| 件名             |                                  |                          |
| 事実<br>の概<br>要等 |                                  |                          |
| 区分             |                                  |                          |
| 件名             |                                  |                          |
| 事実<br>の概<br>要等 |                                  |                          |

- 注： 1 区分は、財務監査の着眼点に基づく区分です。  
 2 地方自治法第199条第14項の規定による通知の際は、本書の「措置状況の内容等」欄に当該措置状況を記載し、添付してください。

## 指 摘 事 項 等 に つ い て

部課等名： 総務部人事行政課

| 確認した事実等 |  | 措置状況の内容等 |
|---------|--|----------|
| 区分      | 事務管理   |          |
| 件名      | 指摘<br>切手受払簿(馴馬財産区分)  |          |
| 事実の概要等  | 郵便切手受払簿が令和4年度中から整理されていない。  |          |
| 区分      | 支出事務   |          |
| 件名      | 指摘<br>旅行命令手続の失念  |          |
| 事実の概要等  | 旅行命令簿の作成、及び決裁を経ずに出張が行われた(10月20日)。  |          |
| 区分      | 支出事務   |          |
| 件名      | 注意<br>旅費(概算払)の精算遅延   |          |
| 事実の概要等  | 上記出張について、旅費の精算を失念し、12月1日に手続を行った。   |          |
| 区分      | 契約事務   |          |
| 件名      | 指摘<br>5頁<br>令和5～10年度龍ヶ崎市庶務事務システム利用契約 ほか  |          |
| 事実の概要等  | 出来高検査調書において、出来高金額、部分払支払限度額等記載方法の誤りなどが散見される。  |          |
| 区分      | 契約事務   |          |
| 件名      | 注意<br>5頁<br>令和5年度龍ヶ崎市職員採用試験に係るアセスメントサービス利用契約   |          |
| 事実の概要等  | 完了検査調書を作成すべきところ、出来高検査調書としている。このため、業務が終了し、支払いも終わっているが、完結していない状況にある。また、出来高金額の算出資料がない。決裁区分に誤りがある。 |          |

様式第14号

| 確認した事実等 |  | 措置状況の内容等                      |
|---------|--|-------------------------------|
| 区分      | 契約事務   |                               |
| 件名      | 指摘<br>5頁   | 令和5年度人事評価制度研修・コンサルティング業務委託 ほか |
| 事実の概要等  | 検査期間を設けた契約においては、当該検査期間の初日を検査年月日（予定）とするところ、さらに1日遡った日を検査年月日（予定）としている。契約条件と齟齬がある。                           |                               |
| 区分      | 契約事務   |                               |
| 件名      | 指摘<br>6頁   | 令和5年度生活習慣病検診等業務委託             |
| 事実の概要等  | 執行伺いにおいて、特命随意契約理由及び見積書徴収省略について記載し、契約事務を執行しているが、見積書に代えた明細書等及び予定価格書が確認できない。                                |                               |
| 区分      | 契約事務   |                               |
| 件名      | 指摘<br>6頁   | 令和5年度龍ヶ崎市こころの健康支援サービス業務委託     |
| 事実の概要等  | 監督職員決定通知書の契約金額に錯誤がある。（誤）270,000円→（正）297,000円   |                               |
| 区分      | 契約事務   |                               |
| 件名      | 指摘<br>6頁   | 令和5年度内部公益通報外部相談員事務委託          |
| 事実の概要等  | 本来、仕様書を作成し、及び契約書（案）を添付して執行伺いの決裁を受けるべきところ、仕様書が作成されていない。また、執行伺い、指名通知書において支払条件に錯誤がある。毎月の業務報告書に受付印が押印されていない。 |                               |
| 区分      | 契約事務   |                               |
| 件名      | 指摘<br>7頁   | 令和5年度法律相談等業務委託                |
| 事実の概要等  | 執行伺い、契約決議書、業務委託契約書、着手届、監督職員決定通知書において、記載漏れや誤り等が見られる。  |                               |

| 確認した事実等 |   | 措置状況の内容等                            |
|---------|---|-------------------------------------|
| 区分      | 契約事務  |                                     |
| 件名      | 指摘<br>7頁  | 滞納処分の停止請求事件委任契約及び損害賠償請求に係る任意交渉の委任契約 |
| 事実の概要等  | 契約関係書類の多くの作成が省略されている。弁護委任契約であっても、一般の契約事務手続に沿った書類の作成は必要である（省略する場合は、その事由を当該起案に明記する。）。 |                                     |
| 区分      |   |                                     |
| 件名      |   |                                     |
| 事実の概要等  |   |                                     |
| 区分      |   |                                     |
| 件名      |   |                                     |
| 事実の概要等  |   |                                     |
| 区分      |   |                                     |
| 件名      |   |                                     |
| 事実の概要等  |   |                                     |

- 注： 1 区分は、財務監査の着眼点に基づく区分です。  
 2 地方自治法第199条第14項の規定による通知の際は、本書の「措置状況の内容等」欄に当該措置状況を記載し、添付してください。

## 指 摘 事 項 等 に つ い て

部課等名： 総務部管財課

| 確認した事実等 |  | 措置状況の内容等                      |
|---------|--|-------------------------------|
| 区分      | 契約事務   |                               |
| 件名      | 指摘<br>4頁   | 全国市長会市民総合賠償補償保険               |
| 事実の概要等  | 保険申込の起案において、全国市長会の保険を選定する理由（随意契約の理由）及び随意契約の適用条項が記載されていない。                          |                               |
| 区分      | 契約事務   |                               |
| 件名      | 指摘<br>4頁   | 全国市有物件災害共済会建物総合損害共済委託         |
| 事実の概要等  | 保険申込の起案において、全国市有物件災害共済会の保険を選定する理由（随意契約の理由）及び随意契約の適用条項が記載されていない。                    |                               |
| 区分      | 契約事務   |                               |
| 件名      | 注意<br>5頁   | 令和5年度高砂市営住宅敷地除草・処理業務委託        |
| 事実の概要等  | 契約決議書記載の契約の方法（随意契約）の適用条項に錯誤がある。本件契約額では市契約規則第18条第1号が適用され、自治令第167条の2第1項第3号は適用されない。   |                               |
| 区分      | 契約事務   |                               |
| 件名      | 注意<br>5頁   | 令和5年度龍ヶ崎市本庁舎議場及び全員協議会室コンセント修繕 |
| 事実の概要等  | 契約決議書記載の契約の方法（随意契約）の適用条項に錯誤がある。本件契約額では市契約規則第18条第1号が適用され、自治令第167条の2第1項第2号は適用されない。   |                               |
| 区分      | 契約事務   |                               |
| 件名      | 注意<br>6頁   | 令和5年度龍ヶ崎市庁舎自家用電気工作物保守点検業務委託   |
| 事実の概要等  | 契約決議書の契約方法を指名競争入札としている。しかし、再度入札でも落札者がなく、随意契約としたものである。よって、自治令第167条の2第1項第8号の随意契約である。 |                               |

様式第14号

| 確認した事実等        |   | 措置状況の内容等                             |
|----------------|---|--------------------------------------|
| 区分             | 契約事務  |                                      |
| 件名             | 指摘<br>6頁  | 令和5年度龍ヶ崎市庁舎自家用電気<br>工作物保守点検業務委託      |
| 事実<br>の概<br>要等 | 出来高検査調書（5月分）の部分払限度<br>額に錯誤がある。  |                                      |
| 区分             | 契約事務  |                                      |
| 件名             | 指摘<br>10頁   | 全国市有物件災害共済会自動車損害<br>共済委託             |
| 事実<br>の概<br>要等 | 保険申込の起案において、全国市有物件<br>災害共済会の保険を選定する理由（随意<br>契約の理由）及び随意契約の適用条項が<br>記載されていない。 |                                      |
| 区分             | 契約事務  |                                      |
| 件名             | 意見<br>10～   | 公用車リース契約                             |
| 事実<br>の概<br>要等 | 別紙のとおり  |                                      |
| 区分             | 契約事務  |                                      |
| 件名             | 指摘<br>14頁   | 震災時応急仮設住宅に係る賃貸住宅<br>更新契約アイビースクエア四季の杜 |
| 事実<br>の概<br>要等 | 相手方に通知すべき更新協議書（原本）<br>が保管されている。   |                                      |
| 区分             | 契約事務  |                                      |
| 件名             | 指摘<br>14頁   | 令和4～5年度新保健福祉施設整備<br>工事実施設計業務委託       |
| 事実<br>の概<br>要等 | 照査技術者が選任されていない。照査技<br>術者が行うべき業務が実施されたか確認<br>できない。                           |                                      |



| 確認した事実等 |   | 措置状況の内容等                         |
|---------|---|----------------------------------|
| 区分      | 契約事務  |                                  |
| 件名      | 指摘<br>14頁   | 令和5～6年度（仮称）新保健福祉<br>施設建設工事監理業務委託 |
| 事実の概要等  | 本件の履行期間には検査期間10日間が含まれることから、実質的な履行期間は、契約期間末日の11日以前までと考えられる。しかし、業務の性質上、当該建設工事の全契約期間に渡る監理業務が必要と考えられる。適正な履行期間を設定されたい。 |                                  |
| 区分      | 契約事務  |                                  |
| 件名      | 意見<br>15頁   | 令和5年度龍ヶ崎市営住宅管理業務<br>委託           |
| 事実の概要等  | 別紙のとおり  |                                  |
| 区分      |   |                                  |
| 件名      |   |                                  |
| 事実の概要等  |   |                                  |
| 区分      |   |                                  |
| 件名      |   |                                  |
| 事実の概要等  |   |                                  |
| 区分      |   |                                  |
| 件名      |   |                                  |
| 事実の概要等  |   |                                  |

- 注： 1 区分は、財務監査の着眼点に基づく区分です。  
 2 地方自治法第199条第14項の規定による通知の際は、本書の「措置状況の内容等」欄に当該措置状況を記載し、添付してください。

(別紙)

## 公用車リース契約における改善について

### 1 確認した事実

公用車の調達方法は、おおむねリース契約によっており、その大半はメンテナンスリースとしている。

メンテナンスリースの発注においては、初めに調達する車種(型式)を特定し、当該車種のリース料を調査して予定金額を設定している。ただし、リース料の算出基礎となる費用明細については、十分な把握は行われていなかった。

指名競争入札においては、当該車種を販売するディーラー及び当該車種のメーカー系リース会社を指名している事例が大半である。また、入札結果をみると、リース会社とディーラーとでは入札額に大きな差が生じる事例が多かった。

### 2 総費用の把握等について

メンテナンスリースは、リース期間中の諸税や車検費用、消耗品等の費用を含むことから、比較的高額な契約となる。そのため、車両価格ばかりではなく、リース期間中の総費用の把握が肝要である。

そのうえで、リース料率を勘案し、予定金額を設定する等の検討も必要ではないかと考える。

### 3 車種の特定について

仕様書の作成においては、各カタログから燃費、規格寸法等を比較検討のうえ、主な用途を考慮して車種を特定しているが、車種を一つに絞り込むほどの格差があるとの判断は難しい印象を受けた。

より一層の競争性の確保も重要な視点である。車種の特定は必要としても、ある程度の許容範囲の中から車種を限定列挙する等の方法も必要ではないかと考える。

### 4 調達方法の検討について

メンテナンスリースは、その性質から比較的高額な契約となる。再リース契約を繰り返し、リース契約が長期となっている実態を考慮すれば尚更である。リース期間の設定等にあっては、より計画性をもつことが肝要である。

いずれにしても、公用車の適正な維持管理を実現するとともに、トータルコストの縮減が重要である。公用車の維持管理体制の見直しを含め、調達方法の最適化に向けた検討が望まれる。

## (別紙) 令和5年度龍ヶ崎市営住宅管理業務委託における事務の改善について

### 1 確認した事実

本契約は、市営住宅3団地に関する①入居関係業務②家賃等賦課・収納及び滞納整理業務③入居者管理に関する業務④安全点検に関する業務⑤修繕に関する業務(緊急、空家修繕)⑥施設管理に関する業務(受水槽清掃、消防設備点検、植栽管理)⑦夜間・休日緊急修繕受付業務の7つの業務を、(一財)茨城県住宅管理センターに委託したものである。

契約金額5,093,000円であるが、⑤⑥の費用は、同センター職員による受付、発注及び履行確認等に係る人件費相当額であり、修繕、点検、清掃等の直接経費は含んでいない。このため、当該直接経費については、本契約書第11条第2項に規定する所定の手続を経て、修繕等委託料として8,538,536円を概算払いしている。

本契約書第5条の業務計画書については、業務工程の記載にとどまっている。また、契約の詳細な内容や、履行状況の確認等に必要な書類が、別フォルダにて保管されていた。このため、速やかに確認できる状態ではなかった。

### 2 契約方法の検討について

修繕等委託料については、本契約書に支払手法の記載はあるものの、金額の記載はなく、実支払額が本契約額を大きく超過する現状を勘案すると、本契約において修繕等委託料を明記するか、又は別途契約とする等の改善が必要と考える。

### 3 業務の実施体制等について

業務計画書は、業務の基本方針、実施体制、実施工程、個人情報保護、事故対応その他業務を適正に実施するために必要な事項を記載すべきものである。特に、実施体制については、各業務の責任者・担当者、連絡体制、体系図、協力工事店や再委託等を含む詳細な内容を記載する等、執行体制の明確化が必要である。

業務の再委託においては、再委託等承諾申請書の提出を受け、処理を行うこと。また、特記仕様書では、管理事務所設置を配慮する旨を定めているが、同センターの対応状況が確認できない。この点も業務計画書に記載するか、又は別途書面にて提出を求めるべきと考える。

### 4 契約関係書類の整理、保管について

契約関係書類については、契約内容の詳細な把握や確認をはじめ、適時適格な履行状況の確認等、業務全般に渡る適正管理に資するよう、一連の事務の流れに沿って関係書類を整理、保管する等の改善が必要と考える。

### 5 まとめ

本業務委託により、所管課の事務負担の軽減(人的対応の削減)による経費削減、及び早期の修繕対応等による市営住宅の適正管理、運営管理につながっていると考える。

一方、前述のように事務処理上の課題等も見受けられる。契約方法や日常の事務処理について検証及び改善を行うとともに、受注者の指導監督の充実を図る等、本業務委託の効果がより一層高まる措置を講じることを期待する。